

重要

● バージョンアップのお願い ●

● すべての事業所様でバージョンアップが必要です

今回お送りした『楽すけ』障がい者総合支援版 Ver.10.0.0 は、令和 6 年報酬改定に対応するためのものです。すべての事業所様でバージョンアップが必要です。

別紙「『楽すけ』障がい者総合支援版 Ver.10.0.0 更新手順マニュアル」をご覧ください、バージョンアップをお願いいたします。

請求について

・令和 6 年 4 月分の請求 (5/1~10 送信) は、Ver.9.0.1 ではできません。

Ver.10.0.0 にバージョンアップが必要です。

・令和 6 年 3 月分以前の過去分の請求も、Ver.10.0.0 で行えます。

・バージョンアップをする前に作成していた **月次作成** は、作成し直す必要はありません。

令和 6 年 4 月からの新しい加算を算定する場合のみ、加算を追加で入力してください。

・請求時の **締日作成** 以降の操作を **Ver.10.0.0** にて行ってください。

● 令和 6 年 4 月報酬改定による主な変更内容 (裏面にも続きます)

◆基本報酬の改定

◆重度訪問「入院時支援連携加算」の新設

⇒算定する場合、『楽すけ』の「月次作成」画面で下記のように設定してください。

◆居宅介護・重度訪問・行動援護・同行援護 共通

「虐待防止措置未実施減算」、「身体拘束廃止未実施減算」、「情報公表未報告減算」の新設

⇒算定する場合、『楽すけ』の「自事業者設定」画面で、下記のように設定してください。

- ① **複写**をクリックします。
- ② 適用日の日付を令和 06 年 04 月 01 日に設定します。
- ③ **各種加算減算設定**をクリックします。「各種加算減算設定」の画面が表示されたら、算定する減算にチェックを付けます。

◆ 重度訪問 熟練従業者による同行支援の見直し①

「熟練従業者が同行して支援を行う場合」のコードが、「熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合」のコードに変更。

⇒ 該当コードを算定する場合、『楽すけ』の「月次作成」画面で、下記のように設定してください。

【重度訪問Ⅰの場合】

「熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合」のコードを算定する場合には、「二人熟練同行」を選択してください。
（他事業所のヘルパーと同行する場合など、一人コードの設定が必要な場合は「一人熟練同行」を選択してください。）

【重度訪問Ⅱ、Ⅲの場合】

「熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合」のコードを算定する場合には、「二人熟練同行」を選択してください。
（他事業所のヘルパーと同行する場合など、一人コードの設定が必要な場合は「一人熟練同行」を選択してください。）

◆ 重度訪問 熟練従業者による同行支援の見直し②

「熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合」のコード新設。（「重度訪問Ⅰ」のみ）

⇒ 該当コードを算定する場合、『楽すけ』の「月次作成」画面で、下記のように設定してください。

「熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合」のコードを算定する場合には、「二人熟練同行2」を選択してください。
（他事業所のヘルパーと同行する場合など、一人コードの設定が必要な場合は「一人熟練同行2」を選択してください。）

令和6年4月から地域区分が変更になる地域の事業所様へ

令和6年4月から、一部の地域で「地域区分」が変更になります。

「地域区分」は請求金額に影響する重要な情報です。

地域区分が変更になる地域の事業所様は、このご案内を必ずお読みください。

(※地域区分に変更がない場合は、この操作は必要ありません。)

地域区分の変更履歴の作り方

- ① **自事業者**をクリックします。
- ② **複写**をクリックします。
- ③ 適用日が空欄になりますので、日付を**令和06年04月01日**に設定します。
- ④ 新しい地域区分を選択します。
- ⑤ **登録**をクリックします。
- ⑥ 「複写登録します。よろしいですか?」というメッセージが表示されます。**はい**をクリックします。

障害者総合支援 V [自事業者: 1111111111 日福ケア]

自事業者 取消 ヘルパー 台帳登録 予定登録 月次作成 請求処理 自費預り 一括処理 閉じる ?

7 / 7 令和 06年04月01日 適用日 複写

ID 1001 法人名 株式会社ニップクエア

事業者名 ニップクエアサービス カナ ニップクエアサービス

代表者名 代表者 担当者名 担当者

地域区分 3級地 単価 10.90 指定区分 指定事業所

事業所番号 1111-1111 上限管理対象事業所 処遇改善加算 特定事業所加算 各種加算減算設定

住所 〒 5 東京都新宿区高田馬場2-14-9

地域区分 3級地
1級地
2級地
3級地
4級地
5級地
6級地
7級地
その他

削除 登録

障害者総合支援

? Q_00004
複写登録します。
よろしいですか?

はい(Y) いいえ(N)

重要 バージョンアップ後に必ず行ってください

●『楽すけ』障がい者総合支援版を Ver.10.0.0 にバージョンアップした後に、必ず以下の操作を行ってください。

●本操作は、**全ての事業所様**が必要です。

1 自事業者

3 令和 06年06月01日 適用日

2 複写

4 処遇改善加算

5 登録

福祉・介護職員処遇改善加算

居宅介護 処遇改善加算 ●

重度訪問 処遇改善加算 ●

行動援護 処遇改善加算 ●

同行援護 処遇改善加算 ●

確定 閉じる

- ① **自事業者** ボタンをクリックします。
- ② **複写** ボタンをクリックします。
- ③ 「適用日」の欄が空欄になりますので、日付を「**令和 06 年 06 月 01 日**」に設定します。
- ④ 「**処遇改善加算**」を算定する事業所様は、**処遇改善加算** ボタンをクリックし、**令和 6 年 6 月から算定する処遇改善加算を選択し**、**確定** してください。

※ 現行の(令和 6 年 5 月末まで算定可能な)「**処遇改善加算**」を、**以前より設定済みのお客様も再度入力が必要**です。入力を行わないと「**処遇改善加算**」の請求ができません。

※ 「**処遇改善加算**」を算定しない場合は、④の手順は飛ばしてください。

- ⑤ **登録** を押します。